

ソビエト刑事学の一側面：現代アメリカ刑事学における犯罪原因論批判

井上, 祐司
九州大学法学部助教授

<https://doi.org/10.15017/1538>

出版情報：法政研究. 33 (3/6), pp.259-303, 1967-03-25. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

ソビエト刑事学の一側面

——現代アメリカ刑事学における犯罪原因論批判——

井 上 祐 司

まえがき

一 アメリカにおける犯罪現象と刑事学

一 アメリカにおける犯罪現象の特徴

二 刑事学的研究の性格と傾向

二 アメリカ刑事学における社会学派理論

一 犯罪の『物理学的』要因

二 犯罪の『個人的』要因 (イ) 年令・性別 (ロ) 人種・民族

三 犯罪要因としての若干の社会問題 (イ) アルコール中毒・麻薬使用 (ロ) 移民 (ハ) 都市化

四 新聞雑誌・映画・テレビの犯罪への影響

五 『集団』の概念とそれに関連した犯罪原因論 (イ) 犯罪要因としての家庭 (ロ) 『生態学的』概念構成 (ハ) 『社会解

体』と『文化』の観点からの犯罪原因論 (ニ) 『分化的接触』の理論

六 犯罪者の階級所属と財産状態

七 社会学派による犯罪予防プログラム

三 アメリカ刑事学における生物学派・心理学派理論

一 人類学派

- 二 内分泌腺理論
- 三 犯罪者Ⅱ精神薄弱者の理論
- 四 特別の心理学的類型としての犯罪者の理論
- 五 フロイド主義の理論
- 六 社会心理学派
- 七 生物学派・心理学派による犯罪予防プログラム

まえがき

ソビエトにおける刑事学研究の再開は社会主義刑法学全体にとって大きな出来事であった。^(一)この傾向は更に広く一連の『社会学的研究』への傾斜の一翼をになうことによって、社会科学方法論として唯物史観にも新たな局面を開こうとしている。^(二)本稿はそういう背景をもったソビエト刑事学のごく一部分として、ソビエトの学者がアメリカ刑事学——しかも犯罪原因論に限って——に対してどのような評価を与えているかを紹介しようとするものである。

ソビエトにおいて刑事学の研究はこの十年間相当の量の蓄積をみ、その成果は、ア・ア・ヘルツェンゾーン、イ・イ・カルペッツ、ヴェ・エヌ・クードリャヴツェフの責任編集になる教科書「ソビエト刑事学」(モスクワ一九六六年)に集約された。本稿が直接アメリカ刑事学の研究・批判を目的としないで、あくまでソビエト刑事学の側面という形でアメリカ刑事学批判をとりあげるものである以上、ソビエト刑事学の全面的な研究が前提でなければならぬ。しかし、その点未だ筆者の準備は充分でない。また、基本的に、わが国刑事学の研究のなかでのソビエト刑事学研究のもつ意味、筆者の研究姿勢の問題を表明しないでは筆をとるべきではないのに、その点の筆者の思考もまだ徹底してな

い。これらの点をまずおことわりしなければならぬ。

本稿の本文はエフ・エム・レシェートニコフ『現代アメリカ刑事学』(モスクワ一九六五年)を要約したものである。若干の資料を註においてとりあげた。

濱田一男教授の御還暦を祝してこのつたない研究を捧げたい。深い法史への透徹と広大な比較法的視野にもとづいて緻密な解釈法理の概念構成を展開される教授の学風に多くを学びかつ励まされつつ今後とも研究を続けてゆきたいと祈念する次第である。

(一) 宮崎昇・ソ連邦犯罪学研究所の発足、ジュリスト二九一号(昭三九)。

(二) 藤田勇・ソビエト法学の昨日と今日、法時三七卷一—二、四号、中山研一・ソビエト法概論、一九二頁以下、畑中和夫・ソビエト法学と法の社会学的研究、思想五〇〇号(昭四一)参照。

東ドイツについてのこの間の事情は、拙稿・レクシャスの刑事過失論の展開、法政研究二九卷四号一九頁以下参照。なお、具体的社会学的研究の方法論の問題に關し、Ingo Wagner, Marxistische Soziologie und Rechtswissenschaft, Recht und Staat, 1964, S.696—710; P.C. Ludz, Soziologie und Empirische Sozialforschung in DDR, Soziologie der DDR, Sonderheft 8, Studien und Materialien zur Soziologie der DDR, 1964, S.327—418. 犯罪原因論も抽象的体系的段階から個別的な研究に向っていることは、Kriminalitätsursachen und ihre Überwindung, 1964に財産犯、窃盗、交通事故、スパイ罪についての個別的な犯罪原因論が掲載されていることから明らかである。

一 アメリカにおける犯罪現象と刑事学

一 アメリカにおける犯罪現象の特徴 アメリカにおける犯罪現象の巨大なひろがり、アメリカの現実の他のどの現象にもまして、資本主義世界のこの主要な国における富の蓄積が社会的矛盾——その一つが犯罪でもある——の

緩和ではなく激化に向っているということを証明している。

アメリカにおける犯罪現象の特徴は、(一)その巨大な規模ということ、(二)その絶えざる増大、(三)累犯の増加、(四)未成年者犯罪の大きな割合とその絶えざる増大、(五)組織された犯罪という特殊アメリカ的形態(ギャン組織)の発現とその増大。^(三)

これらの事実は大なり小なりすべての資本主義国家における共通の現象とみてよいであろうが、右の事実が連邦調

査局資料 (Uniform Crime Reports for the United States, 1960, 1962, 1963.) のほか刑法の専門誌 (Journal of Criminal Law, Criminology and Police Science) 以下 Journal of Criminal Law など引用す

21959, vol. 50 No. 419. 352) 彼の専門誌や一般誌 (U.S. News and World Reports, 1962, 3-12, P.81-83; Annals of the American Academy of Political Science, 1962, vol.339, P. 23; Statistical Abstract of the United States, 1961, P.154; Contemporary Review, 1961, December, P.637 Atlantic, 1962 April. Richard R. Korn and Lloyd W. McCordle, Criminology and Pen-

ology, 1959, P.24, Roul Tunley, Kids, Crime and Chaos, 1962.) によって示されている。本稿の目的からその一々の事

P.150; Juvenile Delinquency, ed. by MacClellan, 1956. P.168) による。本稿の目的からその一々の事

実の指摘には立ちいるまい。ただ、ソビエト刑事学の立場から犯罪現象に立ちむかう時、特徴的なことは、犯罪の原

因が資本主義体制それじたいに根ざしていること、資本主義の矛盾の尖鋭化が不可避的に犯罪の増大に結びつくこ

と、犯罪の根絶は資本主義の根絶なしには考えられないこと、こういうマルクスレーニン主義の諸命題から犯罪現

象がながめられることである。この命題はソビエト刑事学の基本的な立場であるので、アメリカ刑事学批判も結局は

これらの命題の立場から繰返しなされることになる。

(三) 資本主義国家の犯罪現象の分析をしているソヴェト文献としては、エム・デ・シャルガロズスキー、搾取社会の刑法にお

ける刑罰、モスクワ、一九五七年、ヴェ・ア・ア・ヘルツェンゾーン、帝國主義国家における犯罪、モスクワ、一九五一年

同、現代ブルジョア刑事立法と法、モスクワ一九六一年、エス・オルロフ、資本主義国家における未成年者犯罪 (論文集『外

国における未成年者犯罪とその斗争』モスクワ、一九六一年、所収)、ゲ・エム・ミニコウスキー、資本主義国家における

未成年者犯罪の現状についての若干の資料（『捜査学の諸問題』第三集（一八号）モスクワ、一九六二年所収）、エス・オストロウモフ、エス・パンチェンコ、資本主義の犯罪現象（『コムニスト』誌、一九六二年十二号）、ア・ア・ヘルツェン、ゾーン編集『第二次大戦後における資本主義世界の犯罪現象、モスクワ、一九六三年、エフ・エス・マーホフ、アメリカ合衆国とイギリスにおける未成年者の犯罪、モスクワ、一九六四年。アメリカにおける組織犯罪の問題とそれについてのアメリカ刑事学者の解釈については、ベー・エス・ニキホロフ、独占に奉仕するアメリカの組織犯罪、モスクワ、一九五四年、論文集『アメリカ合衆国における組織犯罪』モスクワ、一九五三年がある。

二 刑事学的研究の性格と傾向 アメリカにおける犯罪現象の研究を基本的に規定している社会的要求は、科学的研究の外観をもちつつ、しかも、人間による人間の搾取に基く資本主義体制が犯罪の真の原因であることを隠すこと、資本主義体制の枠内であたかも可能であるかのような犯罪の予防と根絶の対策を案出することである。巨大な財政的基礎と組織をもってアメリカの刑事学は膨大な研究を蓄積し（Leon Radzinowicz, *In Search of Criminology* 1961, P.1）（20; Negley K. Teeters and John Otto Reinemann, *The Challenge of Delinquency*, 1951. P.9）、ブルジョア刑事学一般にとって決定的な影響力をもっている。イギリスの刑事学者ラジノヴィツ教授はいう、「アメリカの方法とその結論を詳細に絶え間なく研究しつづけることが、どの国であれ刑事学を志す人のすべてにとって必須不可欠のことになっている」（Radzinowicz, *op. cit.* 170）と。

アメリカ刑事学は刑法学者によってではなく社会学者、心理学者、精神医学者によって担われている（「アメリカの刑事学は同時に発展してきた」 Marshall B. Clinard, *Sociologists and American Criminologists*, *Journal of Criminal Law* 1951, vol. 41, no.5 P.550）このことは、一方において刑法の刑事学からの分離、刑法諸命題のドグマチックな解釈によるその社会的内容を失った取扱いを生ぜしめると共に、他方、アメリカ刑事学者の刑法の基本的諸原理すら安易に拒否するような提案によって、結局のところ市民的な憲法上の権利の侵害や進歩勢力への斗争を利せしめることになっている。

アメリカ社会学と心理学の方法論的基礎になっているのは種々の観念論哲学であり、何よりもプラグマチズムと現
 代実証主義の諸流派である。^(五)その認識論上の特徴は、科学的研究の任務を事実の記述にのみ限定すること、客観的眞
 理の否定、社会発展の客観的法則の否認、相互作用のなかにある多要因の総体としての社会という観念、これと関連
 して、経済の決定的役割の否定、社会生活における生産様式の決定的役割の否定、社会的存在と社会的意識（同様に
 個人意識）の混同、これと関連して、現実の社会的あつれきを意識の領域に移すこと、一定の現実の階級関係を個々
 のグループや個人の関係によって取り替えること、こういう点である。それらの基本的諸命題こそ新実証主義とプラ
 グマチズム哲学によって貫かれた現代アメリカ刑事学の方法論的基礎をなすものである。^(六)

アメリカ刑事学は犯罪現象における「原因」という概念を否定し、「要因」論をとく（Harry E. Barnes and Negley
 in *Criminology*, 1944, P.11: Water C.）。このことによつて、アメリカ刑事学は資本主義社会における犯罪原因の問
 題をなぜに個人甲が、乙ではなく、甲が犯罪者となつたかという問題として考察する。^(七)ところで、犯罪の問題を含め
 て、社会問題の取扱いはもっと広い視野のなかでたてられねばならない。もし資本主義社会の条件のなかで、搾取・
 貧困・窮乏の重圧のもとで人民の一定の部分が不可避免的に犯罪の途を進むとすれば、資本主義的搾取・貧困・窮乏が
 犯罪の眞の原因であるということである。あれこれの具体的個人がなぜ犯罪者となつたかという問題は、基礎的な原
 因と関係はあるが、二次的な問題である。

また、アメリカ刑事学のこのような犯罪原因論の問題のたてかたに密接に関連しているのは、多要因論 *multiple-
 causation theory* である。社会学者コールドウエルはいう、「少年犯罪及び犯罪一般は、一つ又は二三の、よく知れ
 渡つた原因の結果としてではなく、むしろ、相互に関連しあつていて多数の諸因子の相互作用の結果として考察され
 ねばならぬ」^(八)（Morris G. Coldwell, *Analysis of Social Problem*, 1954, P.512.）この理論の社会的役割は、犯罪が同格の、同意義の多数の諸要因

の相互作用の結果現れるのであるから、社会における犯罪の存在について何が根本的で基本的な原因であるかを語ることは理由のないことである、というにある。更に、この多要因論はアメリカ刑事学のなかにある二大流派——社会学派と生物学・心理学派——のかすがいの役割を果し、そのことによって、社会学派の生物学・心理学派への著しい程度の従属を実現せしめている。^{(九)(一〇)}

(四) 刑法と刑事学との関係という問題は、ソビエトでは、革命前一八七二年に、エム・ヴェ・ドゥーホフスコイ教授が最初に提起した。当時ロシア刑法学界で支配的だったドイツ刑法学の研究傾向が現実の生活から遊離した抽象的研究方法であることを批判して、ドゥーホフスコイ教授は、刑法学はスコラ的な法律学的概念構成に浮身をやつしてヘトヘトになるようなことではいけないとし、研究対象をその広汎な社会的実態のなかで考察しなければならぬと説いた。「刑法は犯罪を研究し、その発生原因をさぐり、その予防のために有効な手段を国家に示すことである」^(エム・ドゥーホフスコイ、刑)。フォ
 イニツキイ<sup>(イ・ヤ・フォイニツキイ、刑法、その対象と課題、「ナ」、ボルヤンスキー<sup>(エヌ・ボルヤンスキー)、ポズヌイ
 シェフ^(エス・ヴェ・ポズヌイシェフ、刑法)も同じ立場から論陣をはった。国際刑事学協会のロシア・グループの「左翼」の
 鮮明な代表者であったエム・エヌ・ヘルネット教授も刑法総論上の基礎的制度的法律学的研究を社会学的性格づけをしつつ
 行うべきだとし、更に各論の研究にも及ぼしていった^(エム・ヘルネット、刑法総論、モスクワ、一九二一年)。ピオントコウスキ
 ー教授も総論教科書で——とくにその第二分冊においてより強く——刑法の諸制度(責任、未遂、共犯など)の研究における法
 律学的研究と社会学的研究との結合の必要性をといいた^(ア・ピオントコウスキー、刑法・総論、第一)。これらの学者はロシ
 ヤ刑法学の「社会学派」を形成して、伝統的な「古典学派」と争った。勿論、社会学派はマルクス主義者ではなく、著しく
 実証主義の立場にたっていたのである。
 タガンチェフ^(エヌ・エス・タガンチェフ、)やセルギエーウスキー<sup>(エヌ・セルギエーウスキー、犯罪と刑罰、法律学の対
 象として、「法律学通報」二卷一八七九年八七九—八
 九〇)</sup>らは、ロンブローゾーフェリーらのラジカルな提案——法律学の人類学・社会学への解消——に反駁し、社会学的側面か
 らの犯罪の研究は法律学的側面からの犯罪行為の研究の重要性を何ら変えはしないと、古典派の立場を守った。</sup></sup>

革命によって古典派と社会学派との争いは中断されたが、一九二〇年代のある種の文献のなかには実証主義Ⅱ要因論の残滓が現れている。例えば、ア・ア・ジジレンコ教授（犯罪とその要因）、エス・ヴェ・ポズヌイシエフ教授（犯罪心理学、一九二〇年）らである。ポズヌイシエフ教授は、犯罪者の身体構造に犯罪の深い根源があるとし、その研究が刑事学の中心だとしている。また、ピオントコウスキー教授もブルジョア社会学派はたくさん資料をあつめているから、マルクス主義刑法学は、これらの資料にある諸犯罪要因のなかに資本主義体制から一元的な説明を与え、資本主義とそれらの要因との因果関係を確立すればよいとしている（ロシヤ共和国刑法総論、モスクワ一九二四年、一九九頁）。この程度の理解が当時の刑法学者のマルクシズム法学の水準であった。ア・エヌ・トライニン、エム・エム・イサーエフ、エ・ゲ・シルヴィント、ヴェ・エヌ・ウチエヴスキーらも同じであった。これら刑法学の中に残った要因論Ⅱ実証主義が批判されるのは、二十年代末からである。エス・ヤ・ブライトフ、ゲ・イ・ヴォルコフ、ア・エス・シュリャポチニコフらが批判者であった。彼らの批判は正当であったが、ただ、あらゆる種類の犯罪が階級斗争とその尖鋭化によって制約されるという正しくない命題がふくまれていた。

実証主義Ⅱ要因論は個々の犯罪要因を記述するのみで、その本質Ⅰ所与の社会経済体制に内在している基本的な法則性・構造との相互連関における意義Ⅰを何ら明らかにしない。ピオントコウスキーはそう指摘する（ソヴェト刑法における犯罪論、モスクワ、一九六〇年八頁）。しかし、この点を既に一九三二年ア・エス・シュリャポチニコフは「刑法のブルジョア社会学派によって展開された『犯罪要因』という実証主義理論の本質は、現実在の弁証法的な展開過程から個々のモメントをもぎとって、それらを『要因』に、即ち、犯罪を生み出す独自の運動力（例えば失業とか住宅条件等々）にかえる点にある。このことによって、階級社会の基本矛盾の結果としての犯罪の起源がぼやかされてしまう。失業とか住宅条件とか等々の問題を資本主義的生産様式の本性から切離してもつてくることは、資本主義体制の存在のために犯罪の原因をみる、唯一の正しい、マルクス主義的な犯罪問題の提起から連れ去ることである」（ソ連邦における失業の根絶と犯罪、「ソビエト国家」誌、一九三二年九号一〇号）と指摘していた。

刑法と刑事学との関係という問題も多面的な問題を含んでいよう。規範の学と事実の学としての伝統的な区分はそれじたいとして今日でも正当であるが、問題の今日性はそれに橋をかけようとするところにある。しかし、その架橋の問題意識は、かつて、概念法学を社会学的な研究によって裏うちして法規範の現実の社会的機能を明らかにし、法規範の抽象的適用によって生じていた弱者に保護を与えんと意図した問題意識（わが国の末弘法学をこういう位置におくのは、磯村哲・市民法学、日本近代法発達史七卷八九頁以下、とくに、一一七―一一八頁）と、今日、社会現象としての犯罪を生物学化し、刑

罰にかえるに保安処分をもってする刑事政策の理論化を旨とする問題意識とは、同じ規範の学と事実の学の架橋とはいっても、その内容は大いに異なる。前者の問題意識にたつてなされたものは、刑法の分野では各論の研究のなかに多く見ることができる。両者の論理的関係を一般論として追及し、「心理に規制された論理」の立場から一つの解答を示したのが、西村克彦・刑事学序説(有斐閣)である。ブルジョア刑事学と刑法との相互関連についての問題は、ア・ア・ヘルツェンゾーン教授「現代ブルジョア刑事学」(「ソビエト国家と法」誌一九六三年二号)参照。

(五) この哲学的基礎は実証主義について、エリ・イ・アンチフェーロワ、行動主義、『資本主義国家における現代心理学』モスクワ、一九六三年、五二―五三頁にいう、「実証主義は、本質的に、観察対象を説明する科学理論の必要と可能とを拒否する。それは、科学理論を観察対象の表面的な一般化の水準にまで引きおろしてしまう。この一般化においては、外面的に類似しているメルクマルに従ってだけ区分けされる。そこには、必然的なものと偶然的なもの、本質的で主要なものと非本質的で二次的なものとが区別されていない。従って、実証主義的方法によってできる『説明』とは次のようなものである。つまり、一定の現象をある一つの『法則』によって特徴づけられている対象の中に単純に整理することである。しかもこの『法則』のもとに理解されているのは、若干の現象に共通した特徴のことにすぎない。事物の内的本性はこの際あばかれなのままになっている。」刑事学を含めて、ブルジョア社会学に実証主義としての経験主義がいかに支配的地位をしめているかを第五回全世界社会学会議に参加したソビエトの学者が会議の報告討論からこう結論している。エフ・ヴェ・コンスタンチノフ、ゲ・ヴェ・オシポフ、ヴェ・エス・セメーノフ、ヴェ・ヴェ・コルバノウスキー、社会学理論の問題におけるブルジョア学説とマルクス主義学説との斗い、『今日のマルクシズム社会学とブルジョア社会学』、モスクワ、一九六四年、二八八頁。

また、パーソンズとマートンによって説かれる機能主義の理論も、十九世紀の要因論と原理的には何ら異ならない。「機能主義の理論家たちは因果性を機能的依存関係におきかえることによって、社会生活の物質的条件と意識生活との間の関係の問題をとりはづしてしまふ。ここで問題なのは、ある要因が他の要因にとり何れが本源的か、どちらが優位かということではなく、同一の役割を果している『諸要因』の、終ることのない錯雑した相互依存関係なのである。かくて、機能主義は、社会構造を形成している現象の中で、何が決定的役割を演じているのか、社会の土台や骨格となっているのか、社会発展の基本的要因である生産とどのように関係しているか、こういう問題に答えることを避けてしまふ。そして機能主義は教え

の学説も特別に細心の注意をもって研究すれば、原因論の側面も見出すことができることを指摘している。クレッシーのこの努力は、社会学派の立場から、従来生物学派⇨心理学派によって占領されていた問題⇨個別行為の問題⇨の領域に切りこんで「分化的接触」の理論を樹立した師の学説を、社会学派らしい社会学派として、大量現象としての犯罪を説明する原理として採用しようとするものであろう。この点の成果の検討は他日を期さねばならない。ただここではクレッシーじしんがサザーランドの学説を個別行為の理論として位置づけていることを確認しておくことでやめよう。ここで問題として考えねばならないのは、彼が統合理論 (integrated theories of epidemiology and individual conduct) を説くことじしんの方法論としての意味である。

私は、本文にあるように、この二つの問題は本来別の問題であるとする、レシェートニコフの立場が一応説得的であると思う。ある個人がどのようにして犯罪者となっていたかという問題はそれはそれとして究明さるべき問題であるが、それが刑事学の原因論にそのままの形ですべりこむことはないと思う。

この点でア・ア・ヘルツェンゾーンの次の指摘は重要である。彼は「要因論」の当然の帰結として、個人的要因 (生物学的、心理学的、精神病的要因) と社会的要因との関連いかんという問題が立ち現れざるを得ないとして、この問題に最も鋭くきりこんだ学者としてリストをあげる。一九〇二年リストは国際刑事学協会のペテルブルグ大会の報告でこの問題をとりあげ (フオン・リスト・犯罪の社会的要因)。リストは結論する。(一)犯罪者の個性と犯罪者をとりまく環境の産物として犯罪を理解することは、問題の提起があれかこれかわるに從って、これら要因のそれぞれが異った意味をもつという事情を忘れていたのである。(二)一個人の生活現象として犯罪を研究するときは犯罪の実行という契機じしんに考慮が払われ、個人的要因のみが関心の対象となる。(三)社会生活の現象として犯罪を研究するときは、専ら社会的要因を考慮することに関心がむけられる。このようにリストは報告を結んでいる。これに対して、ヘルツェンゾーンはいう、リストは個別行為の要因と犯罪総体の要因についてそれぞれ異った接近をしたけれども、第一に、個別行為のみならず犯罪現象一般の生物学化をさけようとはしなかったし、第二に、二つの側面を機械的に対立させ、両者の間に存在している弁証法的関連と相互依存関係を考察しなかったし、第三に、リストは若干の個人的⇨社会的要因が犯罪現象一般の社会的要因に量的⇨質的に移行するということを考えつくことができなかった、と (前掲、序論)。(七三頁参照)。ヘルツェンゾーンは、一節をさいて「犯罪原因の研究における

個人的なものと社会的なものとの相互関係」として詳論する（前掲、序論一二）。彼はレーニン（全集一卷三四七―五三四頁、八一三）や社会学者（ア・ア・ズヴォルイキン、一般社会学理論とその基準の追求、『今日のマ』二一頁）やルクス主義社会学とブルジョア社会学（モスクワ、一九六四年、三三三頁）などから、一般的な知識をかりつつ次のように問題点を明らかにする。

人格にせよ個々の行為にせよ、刑事学は犯罪の社会的本性、犯罪の存在・その性格・水準・ダイナミックスを条件づけている運動法則に関心をもっている。そして個人的なものを社会的なものに帰してゆこうとする。個人的なものの中から社会的なものとして現われせしめるものをより出そうとする。個人の心理を問題とするときも、犯罪の実行をめぐって個人と社会との間におこっている社会関係を明らかにすることに興味をもつのである。しかし、これらのものは、関連事実についての具体的な事例の研究から始まらなければならない。一々の個別的な個人の人格と原因の究明はそれだけとしても尋問、審判、再犯防止、刑罰量定、合目的な矯正、教育手段の選定に大きな意味をもつ。しかし、それが刑事学のなかにいりこんでゆくためには固有の操作を加えねばならない。個別的な事実が社会的意味をもつことを明らかにする操作を。犯罪実行の純粹に個人的事情の解明が、犯罪現象一般の原因論としての意味をもつためには、その解明が大数法則の作用の顕現を助長するものであるときにおいてのみである。即ち、メルクマールについての特殊の淘汰と広い意味での統計的な一般化が必要である。大数法則の作用によって、偶然的なものは後景にしりぞき、社会現象としての犯罪に内在している法則構造があらわになってくる。これらの成果が犯罪の社会からの根絶のための方策を教えてくれる。犯罪存在の社会的法則構造、犯罪原因論は統計的一般化につつまれた大量事実に基いてのみ明らかにすることができる、と。

犯罪現象一般の原因論と個別行為の問題との対抗関係という問題にはいくつかの分割して論ぜらるべき問題が混在しているように思う。犯罪原因論を考えるとき、ある個別的な犯罪（ある特定の個人の特定の犯罪行為）の原因を問うことと、犯罪現象一般（これにも更に、日本・アメリカ・ソビエト・中国のそれ又は更に、およそ社会一般のそれ）の原因を問うこととの区別の問題、そういう個別的なものとの一般的なものとの区別が考えられているほかに、刑事学でこの問題がたてられたとき、犯罪の窮極の原因は素質（不適応）か環境（学習）かという問題がとわれていたと考えねばならない。この二つの問題は全然別個の問題であって、前者は原因論の二つの領域ではなく、「何の」原因がとわれているかという点の問題であるのに、後者では「何が」原因かが問われている時の問題である。右のヘルツェンゾンの見解はそれじたいとして正当に吾々に了解

できるけれども、クレッシー、レシェートニコフの提起している問題との間には照応がないと思う。

（八）第二回犯罪予防、犯罪者処遇国際会議（一九六一年）でイギリスのラジノヴィツは犯罪原因の研究を続けても多くのものを期待することはできない、それよりも犯罪と関連している諸要因の総体を明らかにしてゆけばよいと報告した。

（九）ブルジョア刑事学の研究として、ア・ヘルツェンゾーン、新ロンブローゾ主義とブルジョア刑事学の危機、「ソビエト国家と法」誌、一九六五年十一号、ベ・ニキホロフ、反動的なアメリカ犯罪生物学、「法律研究所所報」一卷一九五一年、エス・オストロウモフ、ロシヤ刑事学者の左翼グループ、「法律学」誌、一九六二年四号、ア・レメンソン、反動的ブルジョア犯罪生物学の発生の問題、「トムスク国立大学紀要」一三七号一九五七年。

（一〇）なお、個々の学説の理解については、宮内裕・刑事学（法律文化社）、前田信二郎・増訂刑事学原論（法律文化社）、とくに、平野・所訳『サザーランド・クレッシー著犯罪の原因』（有信堂）、現代法と刑罰（現代法Ⅱ）樋口幸吉・精神医学・心理学の貢献、岩井弘融・犯罪社会学（岩波書店）によったが一々の引用は省略させて載いた。

二 アメリカ刑事学における社会学派理論

一 犯罪の『物理学的』要因 アメリカ刑事学は二つの大きなグループに分かれる。犯罪を外的環境の影響によって説明する理論と犯罪者の人格特徴によって説明する理論とに。ここでは前者をとりあげる。また、ここで純粹に社会学的理論のほかに気候その他物理学的生活条件で犯罪を説明する立場や年齢、性別など犯罪者の個体としての特徴に関する理論もとりあげることにする。

現在ひろがっているアメリカ刑事学の諸立場のなかで一番『古くさい』立場は、『物理学的』犯罪要因論である。かつて、有名なアメリカの統計学者マイヨ・スミス（『統計学と社会学』一八九五年）や教育学者心理学者デクスター（『天候の影響』一九〇四年）や医師レフイングエル（『私生児と季節の行為への影響』一八九二年）らは季節と人間行動、とくに犯罪との関係を強調した。これらの理論は当

時アメリカの学者に多くの支持をうけることはできなくて忘れ去られたように思われる。しかしこの種の理論が過去のものとなっていると結論することは早計である。「エンチクロディア・アメリカーナ」の中の『刑事学』のなかでこの理論がとかれていゝし(Encyclopedia Americana)、『マンフレッドキュリーはこの立場から例へば冷たい風が吹くとC型の人(冷たい風に感じ易い型)は殺人を行うが、温い風が吹くとW型の人(温い風に感じ易い型)はむしろ自殺するといふ(Manfred Relationship of Weather Conditions, Facial Characteristics and)』(Curry, The Crime, Journal of Criminal Law, 19, vol. 39, no. 2, P. 253—261)。

こういう立場はアメリカの刑事学者にも憤げきをかゝつたし、その一人は彼の理論を『全くのナンセンスだ』と評した(Samuel J. Kaplan, The Geography of Crime, Sociology of Crime, 1961, P. 166)。季節や時間と犯罪の種類や量との関係は、そこから因果的依存性をひきだそうとするとき根拠のないものとなるが、これらの相互依存係の確定は無益ではない。犯罪予防の観点から一定の価値をもっている(Gerhard J. Talk, The Influence of Seasons on the Crime Rate, Journal of Criminal Law, 1952, vol. 43, no. 2, P. 199—215)。

二 犯罪の『個人的』要因 犯罪者の財産状態、年齢、階層、人種所属その他犯罪者の個人としての諸特徴に犯罪の要因をみる立場がある。ロンブローゾの流れに属する。アメリカの刑事学においてこの傾向はヒーリーによってひき入れられた(William Healy The Individual Delinquent)。ヒーリーは本書でケース・スタディの方法を見出し、その上に犯罪要因論をくみたてた。エドガー・ドルは「個々の犯罪者の体系的研究所犯罪原因の研究に決定的な鍵を与えるといふ」(Edgar A. Doll, Classification of Offenders, Encyclopedia of Criminology, 1951, P. 69)。これは生物心理学派の学者のみならず、社会学派の学者、例えば、ティールズ・ライネマンについてもいえる。彼らはいふ、「非行について一般化された研究の方法、抽象的な教条主義をもつてしても、いかなる本質的なものも知ることができない。われわれは個々の事案(個々の非行の『ケース』)の研究についての吾々の知識をつみあげねばならない」(Negley K. Teeters and John O. Reinemann, The Challenge of delinquency, 1951, P. 213)。

犯罪者の個人的モメントの研究は、その研究が犯罪現象総体の統計資料やその運動のダイナミックスの研究、とく

に、犯罪の社会的本性の研究とならんで行なわれた時にのみ、犯罪原因の研究に重要な役割を演ずることができる。しかし、アメリカ刑事学のこの立場においては、個人についての研究は犯罪の他の研究方法から技巧的に切離されているところに問題がある。犯罪者の個々の個人的要因について見てゆこう。

① 年令・性別 年令に関しては少年犯罪が問題である。少年犯罪の増大とその実態はいろいろの機関にシリアスな問題をなげかけているが、その原因の研究においては、方法論的に問題のある立場から問題が提起され解決されようとしている。少年非行は犯罪一般の問題とは別箇独立の問題として考察される (S. Robinson, *Juvenile Delinquency. Cloward and L. Ohlin, Delinquency and Opportunity. A Theory of Delinquent Gangs*, 1960, L.)。そのことによつて Daniels, *A Look of Juvenile Delinquency*, 1960, 《New Forms of Juvenile Delinquency》, 1960。少年犯罪も成人犯罪も、共に生み出しているところの共通の基本的な社会的要因がぬぐいさられてしまつて、犯罪者の年令というものにある神秘的な意味、実際とは全く照応していない役割が付与される。また、アメリカの刑事学の特徴は犯罪増大の責任を青少年じしんに求め、これらの者や国民大衆の現代の生活条件に求めようとしないという点である。これに反対して共産党機関紙「ウワーカー」はいう、「社会の罪の肩代りをしてくれる者を見出す必要性こそ、社会がわが青少年に敵意をこめた非難をあげせる原因の一つであろう」 (《Workers》, Sep) と。しかるに、社会学派のレックリスすら少年非行増大の原因を生物学的要因、若い有機体の特殊性に帰している。「アメリカ合衆国において犯罪をおかして逮捕され刑事施設に収容される年令層は年長少年と青年が殆んどである。この年代層が一番容易に犯罪にひきこまれ易いし、その後は次第に減少してゆく。この傾向は一部は社会的要因——年令と共に一定の社会的地位の獲得——によって説明されるが、また、生物学的要因——有機体が一般に安定するということにもよる」 (Walter C. Reckless, *Sociological Aspects of Crime* 《Encyclopedia of Criminology》, P.474) 云。

アメリカの刑事学者たちは、資本主義社会において若年層を犯罪の道においやっているものが社会的矛盾であり、

その矛盾の尖鋭化がその増大をもたらしているという事実を隠そうとしている。その代りに、彼らは、このような若年層の社会状況の不安定性がたかも資本主義的諸関係の本性と関連のない何か独自の現象であるかのように、つけ足しの程度にその社会的側面に触れるだけである。しかも、もっと特徴的なことは、彼らが少年犯罪の増大の責任を若い有機体の一定の生物学的特殊性に負わそうとする点である。しかし、この百年間生物学的特殊性は如何なる変化もあってはいない。少年犯罪は社会問題であって生物学的な問題ではない。その原因は資本主義国家の若年層の社会的な生活条件のなかにある。二十歳未満の年代層は全労働人口の十四分の一にすぎないのに、全失業者のうちこの年齢層は六分の一を占めている（「ザ・ルーベジウム」誌一九六四年八月号）。また、アメリカにおける人種差別は若年層に特に強く反映する。ある資料によれば、黒人とプエルトリコ人の若年層の五割から七割が失業しているという（「イズベスチャ年四月一」。最後に、新聞雑誌や低俗な本や映画・テレビによる軍国主義、暴力、貧欲と利潤追及の崇拜の宣伝は何よりもアメリカの年少少年にむけられており、彼らにまで犯罪の振幅が及んでいる。

アメリカにおける少年犯罪の増大を説明するためには、勤労者の搾取と抑圧に基く資本主義社会の条件、その資本主義的諸関係によって出てくる若年層の生活条件、しかもこれら資本主義の社会的害悪は最も厳しく若年層の上に現われるのであって、それこそが少年犯罪のグロテスクな増大として報復的反動を示しているのである。

次に性別に関して。犯罪の大部分は男性によって犯され、それと比較すれば女性犯罪は僅小である。ポラークは、女性の身体的特殊性の故に、うそをつくの長じ、巧く切りぬける術を身につけているので自らの犯罪を隠すのに成功すること、また、伝統として男性が女性の犯罪をかばい、司法機関もその犯行が明白である場合でさえ責任を問うのはまれな場合であること、こういう事情が女性の犯罪の僅少の理由だという（Otto Pollak, *The Crime of Women*）。

このように社会的問題を生物学的なものによって理解しようとする傾向は、ブルジョア社会学の特徴である。ポラ

ークは女性の身体的特殊性に余りにも誇張された社会的役割を付与している。実際は女性犯罪は少年犯罪と同様社会問題であって、女性が現代において社会、生産、家族、社会的政治的生活の分野で占めている役割の分析から解明されねばならない。

④ 人種・民族 アメリカ全人口の約一割を占める黒人は政治関係において最も抑圧された人種である。刑事施設への収容者の白人との比率は四倍に達する。ここからアメリカ人種主義者は黒人があたかも犯罪性をもつかのよう^にに宣伝する。さきでふれるフートンの見解も、同様に、生物学的な見解からこのことを主張する。黒人の犯罪を人種的に説明するこれらの説に社会学派の立場から反対がと^なえられている。統計作成上、司法実務上での不平等な取扱いを非難している (Guy B. Johnson *The Negro and Crime*. *Criminology*. The Book of Reading. 1953, P.260)。

社会学派の学者は黒人の高い犯罪率を黒人の世界での「文化葛藤」や「非行地域」の理論 (何れも後にふれる) でもって説明する。これらの主張の中には一連の正当な命題が含まれている。例えばバーンズ、ティーターズ教授はいう、「黒人の犯罪が多いとすれば、それは、黒人が社会経済的に苦しい地位におかれていること、白人との葛藤から生れる条件によって殆んど説明される」 (New Horizons in Criminology, P.167) と。唯、やはり彼らはそこから一歩進んでこれらの葛藤の社会的、経済的内容にまで触れようとしない。これは彼らの一般社会学的な立場からしてそうなるのである。この立場の刑事学者は人種問題を唯『文化』の問題としてのみとらえて、社会問題としてはとりあげないからである。しかし、黒人層の犯罪は資本主義体制一般、特殊的には黒人の無権利状態と残忍な搾取、これらの不可避的所産である。この黒人の犯罪問題は、資本主義の枠内での白人と黒人との間の『文化』葛藤を和らげることだけによっては、全体としての黒人問題を解決することなしには、解決されえないものである。この葛藤じしんが資本主義社会の全構造によって生みだされているからである。

三 犯罪要因としての若干の社会問題

① アルコール中毒・麻薬使用 これらの否定的現象の実際はふれるま

でもないであろう。(David W. Maurer and H. Victor Vogel, *Narcotics and Narcotics Addiction*, 1960, P. 9; Roger T. Williams, *Identifying and Treating Potencial Alcoholics*, 《Journal of Criminal Law》 1959, vol. 49, No. 3, P. 218—221; Luis L. Higgins and Edward A. Fitzpatrick,)。ロバート・セリガーは「アルコール中毒は当

の人格の背徳性をよびさまし、犯罪の実行へと誘う。アルコールはある種の人にとっては攻撃性性向や社会に対する有害な傾向性を解放し、彼らの行う犯罪は悪く組織された人格、情動不安定、人格の一般的混乱の現れという特徴をもつ (Robert V. Seliger, *Alcohol and Crime*, 《Journal》) と。しかし、セリガーはここでとまってしまう。なぜアルコール中毒が生ずるのかという問題はたてようとする。麻薬中毒についても同じである。学者は麻薬商人が莫大な利潤をえていること、麻薬使用は中毒者じしんの手によって拡げられると結論するのみで、なぜ麻薬中毒が生れるかは解こうとしないのである。

アルコール中毒、麻薬使用は他のすべての社会的習慣同様、現実的な社会的原因をもっている。資本主義社会において人々は搾取の重圧や困難な生活条件や明日の不安等々を酒で忘れようとする。アルコール製造業者は消費をあおりたて若年層を大酒へと誘う。これらの現象も資本主義的社会秩序の道連れである。

② 移民 一八六〇年—一九一四年にアメリカには二千八百万の移民が投入されたが、その一部は脱落して犯罪の途にたった。ケーニヒは「アメリカに移民が大々的に入りこんで始めてから、犯罪を含めてあらゆる種類の社会悪が現れ始めた」 (Samuel Koenig, *The Immigrant and Crime* 《Sociology of Crime》 ed. by J. Rouseck, 1961, P. 138 P. 144) と。しかし最近では移民二世の高い犯罪率の問題とされ始めた。移民一世よりもなぜ高いのであるか。親がもちこんできた生国の文化規範が二世に作用することをやめているのに、未だアメリカ文化規範がその身についていないからだという (New Horizons in Criminology, P. 156)。ロウセエク教授は「移民のもつ農民的文化が都市化されたアメリカの唯中に『古い国』からやってきた。それが『アメリカ

化』されるために親の遺産を克服しようとして失敗したとき不安定な人々や子供がでてくる。」(J. Roncek, *Juvenile USA, Contemporary Rev.*)。iew 1961, December, P640)

文化葛藤の理論じしんはさきでとりあげるが、移民二世の犯罪はアメリカ文化の優越を示すのではなくてその崩壊を示すといわねばならない。一世の間には唯量の差のみでなく質の面でも区別がある。人身犯罪でなく財産犯が多いのである。犯罪実行の「アメリカ的特色」が現れている。

◎ 都市化 犯罪が都市に集中することは周知の事実である。

都市名	人口	重大犯罪数	一〇万人当り 犯罪数
ロスアンゼルス	六七四二六九六	一七九一六五	二六五七
シカゴ	六一二〇九一三	一四八二六五	二三八三
フレズノ	三六五〇〇〇	五二〇七	一四二二
サンペーリナーバナ	一三二〇〇〇	一一九六	九〇三

(Uniform Crime Reports, 1961 P.3)

都市化という概念はデュルケムやソローキンら社会学者から刑事学にとりいれられたもので、そこには階級的内容を捨象した純粋の技術過程としての都市の拡大がとらえられる。従って、都市化の問題は大都市における資本主義的矛盾の光鋭化としての経済的・社会的問題としてではなく、文化的、情緒的契機の強調がめだっている。アメリカ

577

犯罪の種類	年	人口数別都市						(人口10万人当り犯罪数)					
		25万人以上	10万人～25万人	5万人～10万人	2万54人～5万人	1万人～2万54人	1万人以下						
強盗	1940	74.4	50.8	37.8	32.2	23.3	22.2						
	1950	88.0	45.0	31.1	22.6	18.3	16.8						
	1960	117.6	57.5	36.6	22.6	15.7	12.8						
重傷害 (殺人未遂を含む)	1940	50.3	53.7	63.7	35.7	27.2	27.4						
	1950	180.0	68.8	73.9	51.4	35.4	30.0						
	1960	154.1	83.3	58.9	39.9	35.2	28.9						
夜盗	1940	397.3	418.1	364.8	313.5	253.7	234.1						
	1950	421.7	425.2	362.0	306.7	257.3	222.2						
	1961	742.1	668.3	512.8	433.0	347.9	288.9						

(Annals of the American Academy of Political and Social Science, vol. 339, P.19)

刑事学者タフトは都市住民が農村住民に比して高い犯罪水準を示すことを専ら、家族的紐帯の弱化、住民の人種的な異種性の増大、流動性の増大、人口密度の増大、犯人が追及からのがれる可能性の増大等にみている(Donald R. Taft, 3rd ed., 1956, P.207)。同じことをサザーランドも指摘している。(Edwin H. Sutherland, Principles of Criminology, 1939, P.137)。スチュワート・ロチュールは十九世紀末からの自動車の発達がアメリカ社会の全生活を著しく流動化し、ダイナミックなものとしたことが、また犯罪者の流動性をもたらすことになったという(Stuart Lottier, Regions of Criminal Mobility, Journal of Criminal Law, 1938, vol. 28, No.5, P.657)。また都市化の

問題を詳細且つ多面的に研究したのはクライナードであった。都市化の三段階(farm-vill age-city)に依じて犯罪者の活動の性格や人格特徴の変化、組織性、年令などの関係項目がいかに変化するかを理論化した(Marshall B. Clinard, The Process of Urbanization and Criminal Behavior, American Journal of Sociology, 1942, vol.48, No.2, P.204-205)。

これらの社会学派の学者によって指摘された諸要因は疑いもなく犯罪の増大に影響をもっている。しかしそこのみ注意を集中することは都市化の過程と資本主義における犯罪の増大との真の関係をゆがめることになる。都市化したい社会的原因をもっている。即ち資本主義都市による農村の破壊という資本主義的な発展法則である。都市化を資本主義的生産様式と関連のない独立の現象としてとらえては、巨大都市における極限にまで尖鋭化した、ブルジョア社会の諸矛盾の本質と犯罪との関係を正しく把握することはできない。

四 新聞雑誌、映画、テレビの犯罪への影響 これら要因の総体をクライナードは『第二次的社会』による影響として論ずる(Clinard, Secondary Community Influences and Juvenile Delinquency, The Annals of The American Academy of Political and Social Science, 1949, vol.261)。このうち若年層への

影響として問題となるのが娯楽雑誌である。自己の目的を達するためにはどんな犯罪をも辞さない『超人』の冒険を記述した絵入り本で、テロ、エロ、犯罪、残虐、私戦、サチスト的殺人の喝き、ゆがゆらされた色情を宣伝する。ある資料によれば毎年一一七点六億部が売られているという。八才から十三才までの少年のうち十人中九人までが娯楽雑誌の愛読者である(「イブスチャ」紙、一九六二年四月一三日号)。良識ある社会層からの抗議、それを支持する多くの刑事学者があるのに、一部には娯楽雑誌を防衛する学者がある。例えば、デイビッド・アブラハムセンは「娯楽雑誌は犯罪をみちびかない」(David Abrahamson, Who are the guilty? A Study of Education and Crime, 1952, P.262)と、ジョン・カバナは「何人も娯楽雑誌が何かある範囲において有害であることを窮極的に証明はしなかった」(John R. Cavanagh, The Comics War, Journal of Criminal Law, 1949, vol. 40, No.1, P.34)とし、親の指導よろしきを得れば教育の有効な道具となるとさえ主張する。グリユック夫妻は映画と少年非行の関係を追及し、「映画をみにゆく回数が

非常に多いということによって非行少年はより強い娯楽欲をもっていることを立証している。彼らの殆んど半分（四四、九%）が極めて頻繁に映画見にいつている（一週間に三回以上）。遵法少年には十一%のみそのような強い頻度をもつ者をかぞえうるにすぎない」（Sh. and E. Glueck, *Unraveling Juvenile Delinquency*, 1950, P. 161）と。

一般的に娯楽雑誌・映画・テレビ等々の犯罪への影響についてアメリカ刑事学のとりあげ方は極めて技術的である点で特徴がある。例えば、オルロフとフランシスはこの影響のダイナミックスを研究するとして、この影響を個別的、グループ的、一時的、永久的等々の八つの類型に区分して、結局は、犯罪への影響は極めて不確かであって、影響ありとするのは思弁の域にとどまるという（David M. Orlow and Albert Francis, *Mass Commun-ication and Crime* 1961, P. 151）。

これら『第二次的』要因は資本主義体制という主要な犯罪原因の結果にすぎない。これら諸要因の影響が社会的政治的条件の全総体から切離され、『第二次的影響』という概念でもって、犯罪を生み出す根本的な社会的矛盾がかくされてしまっている。

五 『集団』の概念とそれに関連した犯罪原因 約二十年位前から社会学の影響のもとに犯罪者を個人としての人格からではなく、彼の属しているあれこれの集団のプリズムを通して考察しようとする方法が益々強くなっている。社会心理学の教授ウォルター・クーチュはいう、「個人の態度は彼が最も密接に連らなっている集団によって決定される」（Walter Coudu, *The Criminal Personality* P. 53）と。タンネンバウム、コーエンも同じことを主張する（Frank Tannenbaum, *Crime and The Community* 1951, P. 47.5. Albrecht K. Cohen, *Delinquent Boys. The Culture the Gang*, 1955 P. 173）。

この研究方法は犯人の最も近い環境を問題とすることによって現実の真の犯罪原因の研究に向うように見えるけれども、しかし、実際は階級という概念を、その社会的内容をあいまいにされた『集団』という概念におきかえることになっている。それでは犯罪問題の真実の解決は期待できない。

① 犯罪要因としての家庭

連邦調査局長エドガー・フーパーは少年犯罪増大は何よりも余りにも多くの親

が自らの義務を遂行することに鈍であり無能であることによるといふ(《U.S. News and World Reports》Oct. 5, 1956, P. 66)。

この主張を理論的に基礎づけてグリユック夫妻は「正に家族関係の中に吾々は少年非行のもっとも重要な衝撃力を見つけた」(Eleanor T. Glueck, Status of Glueck Prediction Tables, 《Journal of Criminal Law》1956, vol. 47, no. 1, P. 28)といふ。ロウセック教授も「少年犯罪の主要な原因が

家庭の不安定にあるといふ」(J. Rouseck, Juvenile Delinquency in USA, 《Contemporary Review》1961, Decem., P. 640)。

モリス教授は「両親の態度が人間の態度を決定するもっとも強力な要因である」(Albert Morris, Community, 1953, P. 28)とし、グリユック夫妻はその調査にもとづいて「非行少年の両親は、重大な身体的欠陥、知能のおくれ、情緒障害、飲酒、前科の重荷を背おっている」(Unraveling Juvenile Delinquency, P. 107)とし、また、「精神病」家庭に非行少年が多いことを指摘する(Sh. Glueck, Crime and Correction, 1952, P. 193)。

また、グリユック夫妻は非行少年の家族の経済条件、未熟練労働による低所得、失業、母親の就労などを一応指摘しながら、これを親の身体的・心理的欠陥と同視して「非行の顕著な割合が生物学的・社会的に『不健康な家庭』から生れる」(Crime, Correct- and ion, 195)という。

現実の「崩壊家庭」及び精神的な意味での崩壊家庭の少年犯罪との関連は最も多く研究されたテーマであった(《Ken Homes and Juvenile Delinquency, 《Sociology and Social Research》1955, vol. 39, no. 5, P. 307, Paul B. Tappan, Crime, Justice and Correction, 1960, P. 191-192.》)。

更に、研究はミクロ化され、或は出生順、兄弟の数、男女別の数との関連、長男か末子かなどが犯罪と無理に結びつけられる(Milton L. Barron, Juvenile in Delinquent Society, 1955, P. 139)。

これらの研究は後述のフロイド性心理学説と結びついて人間生活の幼児期による決定的影響の立場へと連らなってゆく。

しかし、ペーターソンが指摘するように、「家庭が性格の形成に、有意義な遵法市民の育成に極めて重要な意味をもつことは誰も否定できない。しかし、家庭の影響にかかわらず、重大な社会的政治影響が少年に作用していることを

無視すること、そして、親だけがその子の犯罪行動にとって責任があるように主張することは全くナンセンスである」(Virgil W. Peterson, *Facts and Fancies in Crime Prevention*,)と。彼は後述の「非行地域」の理論の立場にたつて少年非行を解こうとする点で問題があるが、「家庭」論者の批判としては全く正鵠を射たものである(《Political Affairs》 January, 1956, vol.1)。実際「家庭」論者の基本的欠陥は、家庭が社会関係のあらゆる総体から切離されていること、家庭が社会有機体の独自の「自己規制」統一体として考察されているところにある。かくて、搾取者的社会構造から発生する犯罪の責任が家庭に負わせられ、犯罪根絶の問題——とくに少年非行の根絶の問題があたかも家庭関係の改良の問題であるかのようにすりかえられてしまう。

㊦ 『生態学的』構成 パーゼスとパークによって説かれた「人間生態学」(Robert Ezra Park, *Human Ecology* 1936, vol. 42, No.1, P.14)は刑事学の分野にも現れた。人間と彼をとりまく環境との関係は生物学によって研究される動植物界の合法則性に従うものではない。人間の態度を「有機界の一般的合法則性」によってとらえることによって、生態学的アプローチは、ダーウインの学説を社会的平面に移して俗流化する。かくて人間の生活における階級関係の決定的役割を無視する。にもかかわらずこの立場は多くの支持者を見出した。

この立場に基く刑事学的研究はシヨウマッケイのシカゴの少年非行の研究である。彼らは犯罪率の特に高い比率をもつことで他の地域から区別される都市のなかのある特定の地区を「非行地域」(delinquency areas)とよんだ(Clifford Shaw and Henry D. McKay, *Social Factors in Juvenile Delinquency, Report on the Cause of Crime. National Commission on Law Observance and Enforcement*, 1931, vol. 11, no.13)。 「各都市は非行者の割合の高い地域と、自らの地域をもっている。又この割合が最初の二つの範疇の両極の間にゆれている地域もある。高い非行率をもつ地域は同時に自殺、嬰兒殺、貧困、劣悪な生活条件の高い比率をもつ地域である」(Mckay, *The Neighborhood and Child Conduct*, 《Annals of the American Academy of Political Social Science》 1949, vol.261 P.34)と。これら非行地域の形態の分析も進められた

(Charles E. King, *Community Factors in Juvenile Delinquency*). しかも非行地域の特徴はその性格が長期間にわたって高い非行率を維持し続けていることとこの地域の住民構成が著しく変化しても高比率そのものは維持されているという点である (Franklin Frazier, *The Negro Family*, 1948, P.268)。

なるほど非行地域の現象的な運動は指摘の通りである。しかし、それは生態学的に犯罪が運動することの証拠ではなく、これら地域のもつ社会的規定性、つまり、どうにもならぬ状態、失業、移民、農村からの出稼ぎ人、「僥倖」を求めて集まってくる者等々がそこに住みつくことによって説明される。

生態学のアプローチにもう一つ「近隣」の理論 *Neighborhood Theory* がある。スポーツ遊戯場・クラブ・娯家などの少年非行との関係をみると、学校の影響は少年の態度を決定する「近隣」の影響に負ける (McKay, *Neighborhood and Child Conduct*)。近隣に遊び場所がある少年とそういう施設に恵まれていない少年につきオマハ市の少年非行を分析したトーマス・シュレーンガーは、非行者の九割強が後者であったという (Thomas E. Sullenger, *Social Determinants in Juvenile Delinquency*, 1936; James E. Nolan, *Police and Youth*, *Journal of Criminal Law* 1952, vol.43, No.3, P.344)。

子供の規律正しい休息、遊び場の組織化、クラブの建設は育ち盛りの子供の教育に大きな意味をもつが、しかしこれらの手段だけによっては決して犯罪の問題を解決することはできない。「近隣」についてもそれじたいが資本主義的社会関係によって決定されているのである。生物心理学派の学者は非行地域の住民の生物学的欠陥や人格的欠陥に基く不適応によってその高比率を説明すべきだと批判し、他の社会学派の学者は非行地域の全住民が犯罪者になる訳でないということを理由に非行地域じたいが犯罪者を生むという理論を批判する (S. Kaplan, *The Geography of Crime*, *Sociology of Crime*, 1961, P.176)。

しかし、生態学派の真の弱点は犯罪の階級的社会的本質を無視していること、この基本的な一般的運動法則から

『非行地域』『近隣』という個別的部分的法則性を無理にもぎとって、部分の現実の役割をゆがめているところにある。

① 『社会解体』と『文化』の観点からの犯罪原因論

「少年非行と犯罪の問題は社会解体という崩壊過程の直接の産物である」というのはマルチン・ノイマイヤー教授である(Martin H. Neumeyer, *Juvenile Delin-*quency in Modern Society, 1955, P.9)。この過程の本

質は次の点にある。社会の物質文化には変化が絶え間なく進んでいる。より新しいより早い交通手段が生れ都市化が強められている。ところが他方、風俗習慣は変化しないで残り続けたり或は緩慢にしか変化しない。その結果いろいろの衝突が起る。これが社会不安、社会解体に導く。「社会解体の過程でもっとも一般的で最も重要な要素はモビリティである」とサザーランドはいう(Sutherland, *Principles of Criminology*, P.77)。ホートン・レスリーはいう、「農村の田園社会から都市の工業社会への移行は吾々の精神的価値を革命のなかにおき、社会統制の伝統的機構を解体するのじある」(Horton and Leslie, *The Sociology of Social Problems*, P.124)。更に、

解体の重要な要因は社会生活の「無人称性」である。タフトはいう、「アメリカの社会においては社会の相互関係は益々無人称的なものとなり、第一次的家族近隣関係や自由で小規模の職場での集団関係が益々おとろえてゆく」(Criminology, P.40)。この社会解体が個人の解体を導く。「あらゆる側面を捕捉して進む社会解体は成員の間に心理的不安定を生み強力な経済的破綻に苦しむ。これらの多くの人は社会的に許容された形式で社会に適応してゆくことができない」(Nathaniel Cantor, *The Social Treatment of the Adult Offender*, Journal of Criminal Law, 1940, vol. 31, no.1, P.33)。

この立場の欠陥は、この社会解体が資本主義的生産関係の奇型性の帰結であること、階級対立の尖鋭化、富のかたより、赤貧等々を無視して、ただ最近五十年間のアメリカ都市生活における純粹に外面的な変化——技術の発達から精神文化のたちおくれ——としてのみそれを理解するところにある。

「社会解体」論の変種として、今一つアメリカ社会の性格じたいから犯罪が生れるとする立場がある。「アメリカ社会の巨大な規模と複雑さ、機械、大量生産、ドル追及、敏速な社会的可動性、社会的コントロールの弛緩」

(William E. Cole, *Causation of Crime*) 「アメリカブルジョアジーの倫理的基盤、ドル崇拜、貧欲な利潤追及」
 (《Encyclopedia of Criminology》P.47)
 (Taft, *Criminology*,) 「成功のための斗いにおける競争を特徴づけているわが文化の基本的な精神的価値は犯罪の高い水準を不可避免的に生み出す」 (Horton and Leslie, *The Sociology of Social Problems*, P.123) 「アメリカ社会のダイナミック性、複雑性、唯物主義、無人称性、政治的民主主義、個人主義、立身出世主義、群集心理、フロンティアの生活伝統の維持」 (Taft, *idem*,)。
 これらの学者は、アメリカ的生活様式、独占資本の墮落した倫理などへ批判の目をむけていて一見ラディカルに見える。しかし、これらの特徴をもった社会構造の特質の背後に、人間Ⅱ階級対立があることが忘れられており、アメリカ文化における若干の不健康な現象を遠ざけることによって十分に犯罪を根絶することができるかのような幻想を抱いている。

「社会解体」の理論、犯罪についての「文化」理論と密接に関連しているのが「文化葛藤」の理論である。ある人の属している文化規範が他の集団の社会規範と衝突するとき犯罪が生れる。「衝突の状況は社会構造によって変る。階級、階層、人種、その他種々の社会集団がふくまれているかどうか。こういう衝突の場面が社会に多ければ多い程犯罪水準は高い」 (Austin L. Porterfill and Robert H. Talbert, *Mid-century Crime in our Culture*, 1954, P.86; Mabel A. Elliott, *Crime in Modern Society*, P.259)。

この理論は資本主義社会の衝突の経済的階級的内容を考察せずそれを文化規範の領域での現れとしてのみ把握することによって、経済関係が社会生活に決定的役割を演じていることを認めない。その点でさきの諸理論と同じ弱点をもっている。

② 『分化的接触』の理論 周知のようにサザーランドによって基礎づけられたものである。一定の行動の人間による選択は、それが犯罪であれ非犯罪であれ、彼をもっとも近くにとりまいて仲間の性格によって決定される。もしこの仲間のなかに犯罪的要素(習俗、確信、習慣など)が優勢であるときは人はそれを「学習」し、犯罪者

となる。そしてそこに非犯罪的要素が優勢であれば人は遵法市民となる。個人の犯罪・非犯罪は、周囲がちがうこと接触がことなることよってかわってくる（『分化的接触』）。犯罪の生物学的理論の諸派を拒否して、サザーランドはいう、犯罪行動は親や祖先から伝承されるものでなく、学習されるものである。この学習は他の個人や集団との接触によってなされる。重要な役割を演ずるのは、もっとも親しい人的グループである。彼はいわゆる第二次社会の影響を否定すると同時に全社会、社会的政治的構造の影響もこの小さな人的集団の影響に限定してしまう。サザーランドの理論はアメリカ刑事学最高の成果である（Donald R. Cressey, *Application and Verification of the Differential Theory*, *Journal of Criminal Law* 1952, vol. 43, no. 1, p. 43）が、その理論構成にはタルドの『模倣』の理論の強い影響がみられる（Margaret S. Wilson, Gabriel Tarde, *Journal of Criminal Law* 1954, vol. 45, no. 1, p. 4）。

サザーランドの理論が生物学的流派の主張にたち向っているとき極めて正しい。しかし彼は社会的環境を極めて狭く理解する。更に、彼の理論は社会にどうして犯罪が生れるかということには答えないうで、ただ個々の人が犯罪者となる過程を説いている点に問題がある。しかも決定的とされている「最も親しい人的集団」じしんがブルジョア体制の構造と矛盾とによって決定されていることが無視されている。

六 犯罪者の階級所属と財産状態 アメリカ刑事学が人々の経済状態の役割、犯罪における社会階級の役割の問題にどのように答えているか。まず、アメリカ社会学は『所得革命』によって中産階級が生れたという（この命題の批判文集『現代資本主義社会における都市中産階級』ア）。この中産階級こそ最も犯罪的でなく、「高い理想」と倫理、遵法精神の担い手であるとしているのはレックリス教授である（Reckless, *The Crime Problem*）。しかし中流階級が没落した時果して犯罪への途において他階級と異った位置にあるとはいえないばかりでなく、中流階級の子弟のなから極右集団への参加者が出ていることも指摘されている。

伝統的刑法犯(窃盗・強盗・殺人・暴行)の大部分は低所得階層、失業者によって実行されるという(Cantor, The Social Treatment, P.30)。
 非行少年の親についても同じことが指摘される(Sheldon Glueck, Crime and Correction, P.194-195; Ernest W. Burgess, Law 43, no.1, P.38)。
 アルバート・コーエンはこれら下層の労働者階級に犯罪が多発するのは貧困それじたいではなくそこに形成されている『非行副次文化』(delinquent subculture)にあるところ(Cohen, Delinquent Boys, P.158, 159, 153)。
 労働者階級の文化、倫理的確信、正しくない教育方法といった精神的側面に犯罪の社会的基礎を求めると犯罪の「文化」理論と同じ問題をふくんでいるが、コーエンの中傷にもかかわらずアメリカの労働者階級はブルジョア・イデオロギーの破壊的影響にもかかわらずその道徳状態においても健康である。

アメリカ刑事学はすべての貧困家庭が犯罪家庭ではないということと貧困と犯罪との関連を否定する(Barnes and Teeters, New Horizons, P.17)。
 しかし、貧困の犯罪への影響は、その影響によって貧困家庭の出身者の一部分が不可避免的に犯罪への道にふみこむということにある。このことはすべての貧困者が例外なしに犯罪者になるということを意味しない。アメリカ刑事学はこの際全く違った二つの問題を混同している。資本主義社会における犯罪存在の原因という問題と、貧困の条件の中にある或る人がなぜ犯罪者となったか、同じ条件の中にある階層の他の者がなぜ犯罪者とならなかったかというより狭い問題とを。

また、アメリカ刑事学は非財産犯の例によって犯罪の経済的基礎を否定する(Barnes and Teeters, New Horizons, P.177)。
 しかしこれらの犯罪についても一連の不安定な無産階級の分子が殺人、傷害、その他の「社会秩序への蔑視」の現れをとる犯罪によって、自らの経済的・政治的状況の不満を表現すると見ねばならない(Markus and Engels, 全集, (ロシ語版)二卷三六一頁)。

犯罪を貧困によって説明することに反対する者は、サザーランドの命名になる「ホワイト・カラー犯罪」を引合いに出す。サザーランドによれば、ホワイト・カラー犯罪とは高い社会的・経済的地位をもっているがその職業活動に関

連して諸種の法規を侵犯する。会社の税金の詐欺的取扱、有利な契約のための官吏の買収、取引上の欺瞞、詐欺破産など。專業家、医師、政治家、その他上流階級の出身者が関係する (Sutherland, White-Collar) 。彼らは自己の力と地位を利用してうまく有罪をのがれる。また、彼らの法規違反は刑事事件ではなく民事手続や行政手続で処理されることが多い。しかし彼らの法規違反は実質的には犯罪と異ならない。寧ろ「伝統的」犯罪社会に巨大な損害をもたらすのである (Frank E. Hartung, Methodological Assumption in a Social-psychological) 。しかし、ことからは財産的損害にだけあるのではない。サザーランドはいう「ホワイト・カラー犯罪の金銭的損害は、社会関係にひきおこされる害悪に比べればたいしたことではない。ホワイト・カラー犯罪は信頼を害し不信を創造し、社会倫理をおとしめ、社会解体をすすめる。これらの犯罪はアメリカの制度的な根底を侵害する」 (White Collar Crime) 。

「ホワイト・カラー犯罪」というサザーランドの概念構成は、彼の弁明にもかかわらず (犯罪行動の理論を發展さす目的もたぬとらう、White-Collar Criminality ≪Cri- minology. The Book of Readings≫ P.406) 、客観的には資本主義秩序の批判を含んでおり、社会の『上層』の犯罪をあげき、独占の犯罪活動を暴露し、労働者階級が社会における犯罪の主要な責任者であるという命題の虚偽を証明している。しかし、これはサザーランドの労作の一つの側面である。他の側面では、クライナードがうまく利用したように (この概念構成が「犯罪は貧困の産物であるという命題を遠ざけることに助」、資本主義が他方の極に貧困と窮乏をつくり出し、その中の一部分が不可避的に犯罪の途にたたされていることをあいまいにしているからである。資本主義は、その内在する矛盾のゆえに、上層階級には利潤追及の方法じたいから、利益や富へのあくなき貧欲さから、アメリカに支配しているドル文化から、『合法』、違法の手段でもって富み他人から勝ち残ろうとすることから、他方、被抑圧階級には貧困と窮乏と失業、嫌悪すべき住居条件、人種差別を生み出し、そこから、犯罪への道を用意している。真に犯罪的なのは上層階級の代表者たちの活動ではなく、人間による人間の搾取を『合法』としている資本主義体制それじたい

なのである。資本主義の不可分の添えものである戦争と労働災害と諸種の政治テロリズムもまた真の犯罪である（ルマク、*エンゲルス全集*ロシア語版二卷三二九頁—三三〇頁）*イズベスチャ*紙一九六一年二月九日号参照。

七 **社会学派による犯罪予防プログラム** 犯罪予防手段の体系のなかに刑事学者の立場の政治的傾向がはっきりと現れる。諸派のその多様性にかかわらずすべてに共通していることは、資本主義的搾取体系とは斗おうとしないという点である。アメリカの刑事学者にとっては犯罪は永久に遠ざけることのできない現象であって、唯いかに減少させるかをのみ論じようとする。

まず、家族生活の改善によって犯罪予防を実現しようとする（A. Morris, *Criminals and the Community*, P.107, Sh. Glueck, *Crime and Correction*, P.208）。なかには家庭教育の手段として体刑の導入をさえ主張する（Sheldon S. Levy, *Criminal Liability for the Punishment of Children*, *Journal of Criminal Law* 1953, vol.43, no.6, P.253）。アメリカの勤労者の経済的、住宅その他文化的条件の改善という現実的改善を前提にしないで、どうして家族生活の改善が実現できるのであろうか。

生態学的立場からは子供のためのクラブや遊び場の建設や子供の校外生活の正しい組織化が提案される（Barron, *Juvenile in Delinquent Society*, P.336）。分化的接触の理論の立場からは、予防の重点は個体の上ではなく集団の対策にあるという（Cressey, *Criminals* *American Journal of Sociology* 1955, vol.61, No.2, P.117）。しかし、これら生態学的、「学習」論の立場からの予防策も、結局は個々の地域の生活や集団が全体としてのアメリカの社会において進んでいる社会総過程によって決定されることを意識しなければならぬ。

アメリカの犯罪予防計画の中で大きな役割を果しているのは宗教である。「人間は精神の変更の結果としてのみ改造されうる。このことが認識されたとき、その時にのみ犯罪と監獄ののろいは姿を消し始め、このようにしてのみ社会

防衛は担保される」(J. Stanley, *Religion and Crime*, (E-))。エリオットは「隣人愛」による教育を提案する (Mabel A. *Crime in Modern Society*, P.835)。犯罪に有責なものは資本主義社会ではなく犯人の墮落した『魂』の問題とし、資本主義体制そのものへの批判を『罪深い』思想として忘れさせようとする。『人民のアヘン』としての宗教の役割の反科学性は明らかである (マルクス・エンゲルス全集)。

しかし、アメリカ刑事事学においても、犯罪予防として、社会構成員の財産状態の改善が果す役割の問題を無視することができなくなっている。例えば、パーゼスは最低生活水準を保障し安定した家族収入を保証するように提案する (Ernest W. Burgess, *The Economic Factor in Juvenile Delinquency*, P.38)。セルドン・グリックもいう、「このことは共通の生産物を資本と労働と管理部門との間に正しく分配することによって、正しく税金を課し、余剰収入の間接的再分配によって、実現することができる。また、失業・病気・老令・その他事故の場合の保証をなすため社会保障基金を用意することによって実現することができる。また、貧民窟をとり払い、人民大衆のための健康な生活場所の建設によって実現することができる」

「巨大な資源をもつアメリカにおいては現存の体制の内部で一般的生活水準や労働者人口の福祉を高め、不景気を小さくしてゆくことが、資本主義体制を完全にとり払うことなしに可能である」 (Crime and Correction, P.20)。

こういう主張は誤っている。アメリカは実際巨大な可能性をもった国である。しかし、資本主義のもとでは、独占の利潤の巨大化と労働者階級上層部の富裕化はあっても、広汎な層の勤労者の生活の向上は望めない。ティーターズやライネマンはいう、「もし吾々が何かある方法でわが国の産業資本家や都市・州の政治ボスから度はずれた貧欲さや無関心やエゴイズムを遠ざけるならば、それで貧困の問題は基本的に解消される」 (Challenge of Delinquency, P.128) ）。独占資本とその政治的代弁者の倫理的再教育が貧困解消の手段たりうるというこの刑事学者の主張の中に彼らの間にいか

に軽くこの問題が考えられているかが解る。パロンは犯罪予防のためにアメリカ社会の『ラジカルな』変更が必要で

あるというが、しかしそれは、アメリカ文化の変更、とりわけ、競争・寄生利得・利潤追及とかの今日の支配的諸価値のもっと上品な社会的価値による交替の要求である (Barron, *Juvenile in Delin.*)。資本主義体制が存続する限りこれらの社会的価値が支配的観念としてとどまることを理解しようとするのではないのである。

三 アメリカ刑事学における生物学的、心理学的理論

一 人類学派 一九〇九年六月に設立されたアメリカ刑法刑事学協会の手によって西欧刑事学の一連の労作のほん訳が組織され、ロンブローゾ、フェリー、ガロファロらの著作が英訳された。アメリカにおけるロンブローゾ主義の普及はそれから始まる。ロンブローゾの繰返しをこえた最初の仕事はウィリアム・ヒーリーの著作であった (William Healy, *The Individual Delinquent*, 1914)。彼はロンブローゾを師としつつ、犯罪者の人格特徴のなかに犯罪原因をみる。犯罪を遺伝的血縁的契機からとらえ、犯罪者をその精神状況において通常人から区別される特殊の類型の人々として規定し、現実の社会過程のなかから生れる犯罪をただこの病的な精神状況の徴候としてのみとらえる。さらに、この学派はハーバート大学のフートンによって受け継がれる。彼は新しい統計的方法と計算機械を用いて犯罪者は一定の身体的特徴でもってしるしづけられているというロンブローゾの命題の基本的な正当性を証明せんとした (Ernest A. Hooton, *The American Criminal*, vol. 1, *The Native-White Criminal of Native*)。フートンはロンブローゾが一つの犯人類型しか想定しなかつたのに対し、それぞれの人種の内部に独自の犯人類型があるという。黒人犯罪者は遵法黒人から区別されるが、もったのはっきりと白人犯罪者から区別されるとして、黒人の人種的劣等性・犯罪への傾向性を宣伝する人種主義者に接近

する。人種の身体的類型はその出生によって条件づけられた有機体の特徴をもち、それに応じた知的、情緒的な質を異にしてもつという。彼は更に類人猿の研究から社会人類学を基礎づけている (Hooton, *Mans, Poor Rel-*)。しかし、こ
ういう彼の刑事学説の出発点となっている諸前提は、人類学、生物学等々によって一般に今日まで共通の財産としてみと
められている無数の諸事実に反している (エム・エフ・ネスツールフ、人類、モスクワ、一九五八年三三六―三六三頁)。

フートンによれば犯罪者特有の身体的『劣等性』は知的・情緒的劣等性を伴う。そしてこの身体的、心理的劣等性
は遺伝によって伝承されてゆく (William B. Tucker, *Is There Evidence of a Physical Basis for Criminal Behavior?* 《Journal of Criminal Law》1940, vol.31, no.4 P.437)。彼らによ

れば環境は二次的意味しかない。それは身体的・心理的劣等性をもった人へのみ作用するからである。「客観的な機
会可能性の不平等がではなく、そういう環境の可能性を利用する能力の不充分さが犯罪者の特徴づけている」とフー
トンはいふ (Hooton, *Crime and the Man*, 《Journal of Criminal Law》1951, vol.42, no.1 P.25)。フートンは各個体の身体的心理的特徴によって彼が犯すで
あろう犯罪の種類が決定されるとし、かかる形態学的観点は常習犯や人種にまで及ぼされる (The American Crimi-
nal. vol.1, P.280, 286, 2
72, 27-
3, 275)

サザーランドはフートンを批判する。研究方法上の問題を別としても (フートンは囚人を研究したのであって犯罪者を)、
形態学的メルクマールにおける偏倚を身体的劣等性ときめつけることは全く正当でないし、又身体的『劣等性』が遺伝
の影響であるという主張も何ら証明されていない (Sutherland, *Book Review: Hooton, The American Criminal*)。

社会現象たる犯罪を身体特徴で説明することによって基本的犯罪原因をかくすと共に、他面では抑圧のきびしい予
防処分の正当化に奉仕する理論となっている。その研究の事実的基礎についてはヘンティヒとラッソの研究を
比較しただけで不十分さが解る (Hans von Hentig, *Redhead and Outlaw. A Study in Criminal Anthropology*,
《Journal of Criminal Law》1947, vol.138, no.1 P.1-6; Philip J. Rasch, *Redhair and
Outlaw*, 《Journal of Criminal Law》1947, vol.38, No.4 P.352-356)。

アメリカにおけるロンブローゾ主義の次の代表者はコロビヤ大学のウィリアム・シェルドンであった。彼はクレッチマーの体型と気質の型との相関についての理論から出発する。しかし、パブロフが指摘しているように体格の特徴が神経活動の特殊性を導くのではなく、逆に、神経体系が体格の特殊性を従えるのである(イ・ペ・パブロフ、動物の観的研究の二十年間の実験、モスクワ、一九三八年、六七六頁、クレッチマー・体)。また、人間の体格はそれじしん決して遺伝格と性格についての所見「論文集」モスクワ、一九五一年、五四〇—五四二頁。また、人間の体格の特徴の形成に關しては何よりも社会的環境の役割をひき出すことが必要である」(ペ・デ・ホリゾンツフ、イ・ペ・パブロフ学説の立場からの体格、モスクワ一九六二年二二二頁)。

シェルドンは自らの理論を「体格心理学」とよぶ(William H. Sheldon, The Varieties of Human Physique, 1940; The Varieties of Temperament, 1942; Varieties of Delinquent Youth, 1949)。人間の身体構造と彼の行為は「連続体」であり、決定的役割を果すのは身体構造であり、それは遺伝によって決定される。彼の概念構成の最も重要な命題は体格類型即ち「個体の形態学的構造を決定するところの根元的構成要素の量的表現」の概念である。体格類型は彼により三つの数字の量で示される。七一—一とか、四—三—二とか。最初の数字は内胚葉型程度を示し、次は中胚葉型、最後は外胚葉型の程度を示す。この三つが根元的要素で、内胚葉型とは身体のいろいろの部分に軟かな円味が優っていること、消化器官が強靱で発達していること、やや肥満の傾向をもつ。中胚葉型は筋肉、骨格組織、結締組織の強い発達を特徴とし、外胚葉型はやせ型で直線的であり特別の程度の神経細胞の発達が特徴である。この三つの身体類型に照応して気質の組合せがある。それぞれ内臓型、身体型、脳髓型。シェルドンは少年犯罪を三つの類型に分つ。デオニソス犯罪(脳髓性要素の不充)、偏執狂犯罪(内臓性要素の不充)、破瓜病犯罪(身体性要素の不充)。彼は犯罪者の大部分が内胚葉型を伴う中胚葉型、つまり中胚葉型要素をもっとも多くもち、内胚葉型要素を中位にもち、外胚葉型要素のない者であるという。

社会学派の学者の批判 (Sutherland, Critique of Sheldons, Varieties of Delinquent Youth, 《American Sociological Review》1951, vol.16, No.1, PP.10-12; Richard M. Snodgrass, Crime and the Constitution H-

uman, A Survey, *Journal of Criminal Law* 1951, vol.42 no.1 P.48) のほかに、シェルドンが犯罪者を遵法者から「万里の長城」をもって區別された特殊の人種として理解している点が基本的に批判されねばならない。パプロフが指摘したように、具体的個人の心理的特徴を決定するものは、人間の身体構造の類型ではなく、有機体へ外界の形成的影響がそれを通じて実現されるところの中枢神経組織の機能、脳皮質である。アメリカで少なからぬ權威をもつグリック夫妻は犯罪者の身体構造の特徴が中胚葉型であることを結論する (Sheldon and Eleanor Glueck, *Physique and Delinquency*, 1956; *Unraveling Juvenil Delinquency*, 1950, *Criminal Careers in Retrospect*, 1943, P.285)。グリック夫妻はシェルドンの身体類型に更に混合形態をつけ加えたが、シェルドンと同様、少年非行の六〇%、遵法少年三〇%が中胚葉型であるという。好ましくない社会文化的条件の重圧のもとでは中胚葉型が内胚葉型よりもずっと早く犯罪者になるとし、幼児期の身体構造の定式をたて、「潜在的非行者」を「予測表」によって決定せんとする。犯罪を生物学的に把握する点、外的影響を媒介する中枢神経系ではなく身体構造を優位にたてている点が批判されねばならない。「現在では身体構造の類型が犯罪とその法律的社会の意味において何かの關係にたつという証拠はない」とボルトは社会学派としての意見をべている (George B. Vold, *Theoretical Criminology*, 1958, P.74)。

二 内分泌腺理論 ロンブローゾ学派の基礎から出発する立場の一つに犯罪の「内分泌腺」理論がある。これによると内分泌腺 (脳下垂体、甲状腺、側甲状腺、生殖腺など) が人間の生活に決定的役割を演ずるとし、従って犯罪もまたこの理論で解こうとする。シュラップミスは多くの犯罪が犯罪者の内分泌腺の活動の障害の結果としてか、又は、母親の内分泌腺の疾病によって生じた精神障害犯罪者の行為として、起る」という (Max Schlapp and Edward H. Smith, *The New Criminology. A Consideration of Chemical Causation of Abnormal Behavior*, 1928, P.29)。幼児に内分泌腺がノーマルに機能すれば、たとえ貧困と窮乏の中に生れても犯罪者にはならないとして社会環境の役割を無視する。この理論は二十年代のアメリカ刑事学の中で大きな役割を演じたがその後流行おくれの学説となった。しかし僅かの賛成者は活発に復活させようとしている。ヒューリーア

ルパは青年層には強く内分泌腺が作用することから情動不安を生じこの腺の活動の乱調が増大を生むという (William B and Benedicts, Alper, Criminal Youth)。その後、エドワード・ポドルスキーは高い調子でこの立場を主張した。彼は生命を『化学反応の連続』として理解し、内分泌腺の活動過程のみならず有機体における化学過程一般を追及する。かくて、例えば、「糖分の水準が低下してくるにつれて犯罪実行への傾向が高まる」「血液中の糖分不足、即ち有機体内の極度の糖分不足は、屢々窃盗や道路交通法規違反をおかさせる」といふ (Edward Podolsky, The Chemical Journal of Criminal Law 1955)。また、カルシウム分や体格なども化学分析の立場から犯罪との関連を追及したが、彼が重点をおいたのは内分泌腺の活動であった。彼はシュラップミスShrapnellを更に展開して、個々の内分泌腺活動をいろいろの犯罪種類に結びつけようとした。集団窃盗を甲状腺ホルモンthyroid hormoneの過剰による副甲状腺・脳下垂体の活動の弱化によって、殺人・暴行・詐欺についても内分泌腺の活動の性格を示す図式を示した。かくて、結論する、「犯罪者の人格と犯罪行動の生化学的分析はまだその発展の緒についたばかりである。やがてそう遠くない将来において犯罪者の処遇と治療に極めて重要な手段となる筈である」 (idem)。タッパン教授も「クレッチマー、シェルドン、その他がといたような身体構造と気質との相互依存性は生化学上の異常の反映である、と主張するあらゆる根拠がある」といふ (Paul W. Tappan, Crime, Justice)。この理論の前提には、内分泌腺の機能が、中枢神経組織とその自律性の有機体に果している重要な役割から独立しているのだという誤った観念がある。しかし、生理学の研究によれば、内分泌腺は、その役割が極めて重要ではあるが、神経体系の高次部門大脳半球の統御のもとにあるのであって、神経体系が有機体にそれを通じて作用する中間の環でしかない (エム・エム・パブロフ、神経腺の生理学と)。かくて、犯罪の実行を内分泌腺の活動の乱調や血液中の生化学的成分の変化によって説明する試みはその基礎をうばわれたものである。

三 犯罪者＝精神薄弱者の理論

犯罪者は遺伝的に重度の精神薄弱者家庭から生まれるとするもので二十世紀初頭

に遺伝学説、優生学を背景に、知能テストの開発にともなって急速に発展してきた立場である。オハイオ大学教授ヘンリー・ゴッダードがそうであった（Henry H. Goddard, *Feeble-mindedness, Its Cause and Consequences* 1914.）ハロルド・ウイリアムズも四周の環境は各人に均分に作用するもので大部分の少年非行はその低い知能水準に原因があると

いう（J. Harold Williams, *Delinquent Boys of Superior Intelligence*）。いわゆる知能犯や常習犯についても知能水準の調査がなされたが、何れも相矛盾する結果がそれぞれ出ており、この種の研究方法の欠陥が自ら現れている（知能犯とされるハートとフォックスの結論は逆であり、常習犯についてギリンとホルトマンの結論は逆である。W. T. Root, *A Survey of 1916 Prisoners in Western Penitentiary of Pennsylvania*, 1928; Vernon Fox, *Intelligence, Race and Age as Selective Factors in Crime*, *Journal of Criminal Law* 1946, vol.37, no.2 P.145; John L. Gillin, *Social Pathology*, 1933 P.557; Hartman, *Recidivism and Intelligence*, *Journal of Criminal Law* 1940, vol.31 No.4 P.426）。

社会学派の学者が批判するように調査の過程に問題がある（R. Korn, L. Maccorle, *Criminology and Penology*, P.252）のみならず、この知能テストの方法は知的能力をテストするのではなく読み書きの能力と言葉の意味の水準をきめているにすぎない（Hartun *Methodological Assu-* mption, P.658-659）。

かくて、犯罪者＝精神薄弱者の理論は事実的基礎が奪われているのみならず、その方法論の基礎には、知能の発達水準が遺伝的に条件づけられているという観念、及び、不変の知能の程度が短時間のテストによって確定されうるという観念がある。何れも批判をまぬかれないものである（エヌ・カ・ゴンチャロフ、ア・エル・ルーリヤの序文、ビー・シモン著「イギリス学派と知能テスト」露訳本、モスクワ一九五八年）。

四 特別の心理学的類型としての犯罪者の理論 アメリカの刑事学のなかに、犯罪者は非犯罪者からその一般的心理的特徴によって区別される、つまり、犯罪者は特別の心理学的類型であるという理論が生れてきた。その推進者の一人はグリュック夫妻である。「非行者は遵法者に比べてより攻撃的で、より活動的で、より衝動的で、自己統制の能力がより少い。彼らは敵対心、不満、反抗、疑い深さを現わす傾向が強い。非犯罪者に比べて遙かに強く自己の

そういう欠点を認めず、又過小評価するのが特徴である。」要するに犯罪者は「情動不安定」によって非犯罪者から區別される (Crime and Correction, P. 6: Unraveling)。更に、「社会的不適応」という概念によってこれらの人格の瑕疵を把握し測定する (Edgar A. Doll and Kathryn A. Fitch, Social Competence of Juvenile)。常習犯も社会的類型としてではなく、一定の心理学的メルクマールによって特徴づけられた人格、つまり通常の犯罪者につけ加えてもう一つ補充的な性格の欠陥をもつものとして規定される (H. Birnet Hovey, Behavior Characteristics of Antisocial Re-cidivists, Journal of Criminal Law, 1942, vol. 32 No. 6 P. 642)。言ナタニエル・カンターは社会学派と生物学派の橋渡しをすると主張し、犯罪は社会的影響によって制約されるが直接的に決定的原因となるのは個体じしんの性格、「情緒障害」のある人であるという (Crime and Society, 1939, P. 63, 396, 399, 462, 402, 412)。言葉の上では社会的影響が語られているが、情緒障害者へのみその環境の影響があらわれるとすれば、結局犯罪は社会的問題ではなく心理学的問題となってしまう。

犯罪者を特別の心理学的類型として規定する立場の基礎には、人格の形成が幼年期に始まり且つ終るという心理学説がある。例えば、グリュックによれば、人格の不適応の徴表としての非行は次のような比率で幼年期に現れる。少年非行の一四％は六才以前に、二三％は七才―八才、二六％は九才―一〇才、二一％は一〇才―一二才、一六％は一三才以上に。人格不適応の現れる平均年齢は九才七ヶ月である (Crime and Correction, P. 198)。

もし人格が既に幼児期に、つまり、人格が社会環境との密接な交渉をもち始める以前に、しかも、既にこの時期に当該個人が犯罪者となるか遵法市民となるかが解決されているとすれば、当然、犯罪の原因は資本主義社会の欠陥に求めるべきではなく、正しくない両親の育て方にあることになる。幼年期の教育、家庭環境が人格形成に大きな役割をもつことを否定することはできないが、しかし、人格は全生命の過程を通じて形成されるものであり、その主要な一定の特徴は青年期につきあげられるのであって、幼年期にはない (エヌ・デ・レビイトフ、性格心理学の諸問題、モスクワ、一九五六年第七章それぞれの年代における性

格の形)
成参照)。

五 フロイド主義の理論 人間の態度一般、特殊的には犯罪の、特に強いフロイド的理解はコロンビア大学教授アラハムセンに見ることが出来る(David Abrahamson, Who are the Guilty ?) (A Study of Education and Crime 1952)。彼は、「すべての犯罪行為は攻撃欲の直接、間接の表現である」「この攻撃欲は性欲又は他の本能の表現である」。そして、正にこの「攻撃」をコントロールする人間の能力、つまり「超・自我」の発達に、個体の犯罪、非犯罪が依存している(idem.)。超・自我」の形成は幼児期に行なわれるが、寝小使や欠席は将来の犯罪の徴表である。一般的に言えば、幼児の非行の原因はその親にある。とくに母親が幼児の本能に対してとった情緒関係にある。家族の経済的・社会的状況よりも親子の情緒関係が性格の発展に影響する。家族の緊張関係が非行者を生む(idem.)。家庭内における過保護、無視によっても「超・自我」の形成はゆがめられ、犯罪傾向性を蓄積せしめる。すべての犯罪者はその情緒、性格、知能において精神的な病気にかかっている。成人犯罪者には幼児期にノーマルな発展を阻害された情緒葛藤がみとめられる。ノイローゼもやはり情緒葛藤に基づくが、犯罪と異り、外部に現れず内攻して病気となる。従って、情緒葛藤におかされている人にとっては犯罪はノイローゼを避ける唯一の方法となる(idem.)。犯罪かノイローゼかの分れ途は幼児期の「超・自我」の形成如何にある(J. Bates, Abrahamson's Etiological Theory of Delinquent) (Acts, Journal of Criminal Law 1949, vol.40 No.3 P.473)。一定の種類の犯罪の犯罪者による選択はその人格構造と生理学的基礎に依存し、社会的原因と関係がない。従って重要なことは窃盗・殺人といった犯罪の事実的性質ではなく、犯罪者の精神病学上の分類である。ノイローゼ犯人・精神病犯人・精神病質犯人・罪悪感にもとづく犯人など(idem., P.148-168)。

人間行為の社会的被制約性を否定するこのフロイド主義の立場が社会学説として欠陥があることは勿論であるが、心理学説としてみても問題がある。フロイド主義は中枢神経組織、とくに精神活動の基礎としての大脳皮質の決定的

役割を見落している。同時に、性本能をふくめて無意識の本能は人間の生活に顕著な役割を演じてはいない(ゲルズ、エパプロフとフロイド、モスクワ、一九五九年。ロゼフ・ビ・フルスト、神経学、その媒質と内部構)。造、モスクワ、一九五七年。エヌ・エス・マンソフ、現代ブルジョア心理学、モスクワ、一九六二年)。

フロイド主義の変種として精神病学者ベンヤミン・カープマンを挙げることができる(Benjamin Karpman, An Attempt of Some Concepts of Law and Psychiatry, 《Journal of Criminal Law》1947, vol.38, no.3, P.212)。人間の態度は基本的にはその情動によって条件づけられるもので理性には二次的意味しかない。従って犯罪原因を研究するためには経済的等々の研究ではなく「情緒的な動機」の研究をしなければならない(idem, P.216)。かくて、彼は犯人の行動をあらゆるコントロールを奪われた心理的反作用によって無意識に制約されたものとして取扱う(Karpman, Criminality, Insanity and the Law, 《Journal》1949, vol.39, No.5, Pp.604-605)。彼は自らの理論を「犯罪心理学」とよんだが、それは犯罪を人間の生理学的、本能||情動的本性に根ざした特殊の病気と定義する。例外なしに犯罪者はすべて情緒的異常であるという(Karpman, Criminal Psychodynamics, A Platform, 《Journal of Criminal Law》1956, vol.47, No.1 P.17)。犯罪者は精神病質者である。精神病質者人格とは基準からはずれた行動をとる人のすべてであり器質的病気でも白痴でもないものをいう(Harry R. Lypton, The Psychopath, 《Journal》)。ナタニエル・ソーントンも同一の思想から、共通の道徳的倫理感情が明白に欠如しているもの、社会的に承認されている一般的基準に照応して善悪を区別する能力を生来的に奪われている者が精神病質者であるという。犯罪は「倫理的狂気」であるとしたロンブローゾと異なるのは、これらの学者がこれを瑕疵のある「超・自我」で説明することだけである(Nathaniel Thornton, The Relation, Between Journal of Criminal Law》)。1951, vol.42, No.2P, 199)。

しかし、具体的場合に「超・自我」の存在・不存在は仲々確かめにくいので、結局はその人が犯罪を実行したという事実じたいによってのみ与えられることになる。かくて、すべての犯罪者が「精神病質」ということになる。それでは精神病質犯罪者という概念構成は初歩的な論理学の立場からさえ批判にたえない。ところが、この構成によって犯

罪の責任を「精神病質」のせいにして資本主義を免責するのである。しかもこの立場は犯罪原因をとくに、多因論ではなく自己の立場のみしか許さない点でも特徴的である。ヘレン・シルヴィングはいう、「精神分析の観点からすれば、犯罪は本人の精神史と個々人の犯罪者の人格の発展の結果であって、環境の特殊的社会的要因の直接的な反作用の結果ではない。要するに犯罪は常に個体じたいに根をもっている」(Helen Silving, *Psychoanalysis and Criminal Law*, *Journal of Criminal Law* 1960, vol. 51 no. 1)。^{P. 32}。

犯罪を精神病学的に説明しようとするこの立場の社会的背景をなしているのは、一つは現代アメリカ社会における精神病の巨大な増加であり、二つは、諸イデオロギー領域でのフロイド主義の繁栄である。ある資料によれば成人少年あわせて五万人以上がいろいろの精神病疾患にかかっているとされるが、この数字は全州人口の三%に当る。失業の増大、失職のおそれ、明日の不安、戦争ヒステリーの大喧騒、人種主義者のテロ活動、国内での尾行・相互疑惑の体系をはりめぐらす試み等々・國家の精神病対策の貧困。こういう事情がフロイド主義刑事学者の課題を容易にしている。また、フロイド主義は文学、芸術、精神病治療法として医学にさえ広くひろがっていることが、犯罪原因論がフロイド流に構成されるのを助けている。

社会学派の学者も批判する。例えば、ブロムベルグとトムソンは精神病施設に収容されている九九五八人の調査により、その八二%が正常又は中程度のグループをなしており、精神病者ではないこれらの者に犯罪の基本的問題があることを明らかにした(Walter Bromberg and Charles B. Thomsom, *The Relation of Psychosis, Mental Detect*)。ナー

サン・メイサーも受刑者一万人の調査により、その中の八九・二%は精神態度において全く健康であり、ただ残り一〇・八%のうちノイローゼ六・九%、知能おくれ二・四%、精神病一・五%であることを明らかにした(Nathan Manson, *Pathology of the Social Deviate*)。また、シュスラーとクレッシイも過去の関係文献を総検討した後そこに一貫した

(*Sociology of Crime*) P. 93-100)。

また、シュスラーとクレッシイも過去の関係文献を総検討した後そこに一貫した

結論を出すことが出来ず、犯罪と人格要素との間の相互関係を実証的と確定しうるデータがないことを明らかにした (Karl F. Schuessler and Donald R. Cressey, *Personality Characteristics of Criminals*, 《The American Journal of Sociology》1950, Vol.55, no.5, P.476)。

六 社会心理学説

既に十九世紀末からの「要因論」はプラグマティズム哲学としてアメリカに根をおろしたが、

この立場は「社会的存在は一方では人間の本性、他方では文化条件との相互作用として考察される」(デューイ)とし、犯罪原因論における社会学派と心理学派との乖離をうめようとする (Joseph S. Rousek, *Juvenile Delinquency in the USA*, 《Contemporary Review》London, 1961, Dece-)。しかし、この種の多元論とならんでアメリカ刑事学には、この両学派をもっと密接に融合しようとする試みが現れた。その基礎には最近とくに強まっている社会学の『心理学化』の過程がある。社会的なものを、その

基礎・動力源に心理的なものを据えることによって、結局において心理的なものに帰一しようとする (ユ・ア・ザモン、現代アメリカ社会学の特徴としての心理主義、モスクワ、一九六〇年)。

この立場にたつハルトング

(Frank E. Hartung, *Methodological Assumption in a Social-psychological Theory of Criminality*, 《Journal of Criminal Law》1955, vol.45 No.6 P.653) も、アル

ツール・ビーリーも (Arthur L. Beely, *A Socio-Psychological Theory of Crime and Delinquency* 《Journal of Criminal Law》1954, vol.45 No.4 P.396) この社会心理学の立場にた

ったとき始めて在来の混迷した犯罪原因のカオスのなかに科学的統一が与えられるとする。しかし、そこで説かれていた論理は何か新しい展開をもったものというよりも「多要因論」の変容であることが解る。しかもそこには人間行為の社会的制約性という社会学派の命題が、犯罪者固有の身体的心理的特徴をもった特殊の類型の人であるという命題に従属せしめられ、社会学派のもっていた批判精神が失なわれている。

七 生物学派・心理学派理論による犯罪予防プログラム

犯罪人類学派フートンは犯罪者の生来の「劣等性」と

「改善不能」の立場から物理的根絶と終身拘禁をとく (The American Criminals, vol.1 P.309)。体格心理学のシェルドンは人種の「改良」、不適応者の出生率の減少、適応者の出生率の増大を主張する。「そのために選り出され準備された比較的少数

の人々の子供を産み出し教育すること」を提案する (Varieties of Delinquency)。又彼は人口過剰からの出口として戦争を肯定する (idem, P. 880)。こういう政策のため世界連邦政府の樹立をとき、そこから一定の人種に出生率の割当を行なわせるが、その際、人種改良のための特別の役割は英語を話す国民に与えられるという (idem, P. 887)。内分泌論のシュラッブスミスは幼児がその虚弱と不適応のため自然に淘汰されることを医学が妨げているとまでいって、人間平等の思想への憎悪をあからさまに表明する (The New Criminology P. 280, 281)。すべての子供への強制検診により広汎な断種を提案する。これはまた精神薄弱論者の提案でもある。

すべてこれらの予防プログラムは優生学から出てくる。これら予防策はマルサス主義と社会ダーウィン主義の命題にもとづき、あたかも現在社会の欠陥が勤労者や「劣等な」人種にあるかのように、そして社会問題を解決する手段があたかもこの種の人口の減少にあるかのような外見をつくり出している。

グリユック夫妻は二種の予測表を学童期の子供 (六才) に用いて潜在犯罪者を予知し、彼らをたえず観察し、コントロールを研究してゆくべきことを提案する。予測表の出発となっている理論への批判を別としても (Unraveling Delinquency, A Simposium of Reviews, Journal of Criminal Law 1951, vol. 41 PP. 732-759; Rubin Unraveling Juvenile Delinquency, American Journal of Sociology 1951, vol. 57 PP. 107-114; Reiss, Unraveling Juvenile Delinquency, idem, PP. 115-120; Morris, Review of Physique and Delinquency, Harvard Law Review 1957,)、全市の学童への採用を勧告して「子供を守る市民の会」から反対されたように、犯罪をよびよせている多くの複雑な経済的、社会的、教育的、文化的諸要因を唯一つの要因、幼児と親との愛情と規律関係にフロイド流に帰せしめ、六才の子供に潜在犯人のレッテルをはることが、いかなる事態をまねくか明白である (Peggy Dennis Shall a Delinquent City Brand it's)。フロイド主義のアブラハムセンも「潜在犯人」の発見を予防の任務とする。何らの犯罪をも実行していない者にこのレッテルをはって精神医学的治療を施用することを要求する (Who are the Guilty? P. 2813, Bate, idem, P. 47)。

心理学、精神医学の立場からは「精神衛生」的諸手段が予防手段として提案される。「少年ガイダンス療法」child-guidance clinics、結婚相談所 marriage-counsels、バス・コントロール birth-control など。例えば犯罪を生む主要な根源は貧困家庭であるということから、ロベイは結婚しようとする者はその精神状況において適当であるばかりでなく、物質的状况において子供をもつ能力があることを証明する証明書を出すように要求する（Robey, Birth-control and Crime, 《Journal of Criminal Psychopathology》 1948, vol. 9 no. 2 P. 256, 270）。

生物学的、心理学的理論によって提示された犯罪予防プログラムを見ると、すべて彼らは、犯罪が社会的原因によって生れるのではなく、あれこれの『個人の欠陥』から生れるということから出発することが明白である。彼らのいう予防手段は社会的条件の変化ではなく、この個人の欠陥を根絶することである。この方法では真の予防の問題は解決されないばかりでなく、独占ブルジョアジーへの政治的反对者に対して裁判外の抑圧をひき入れることを正当化することになる。

（以上）